

# 第二次志摩市子ども読書活動推進計画



平成28年3月  
志摩市教育委員会

## 目 次

### はじめに

○国の動き	2
○県の動き	2
○志摩市の動き	3

### 第1章 第二次子ども読書活動推進計画策定にあたって

1. 計画の目的	4
2. 計画の期間	4
3. 基本の方策	4

### 第2章 子どもの読書活動の現状と課題および推進のための取り組み

1. 家庭・地域における読書活動	5
(1) これまでの取り組みの成果と課題	
(2) 今後の方策	
2. 子育て支援センター・保育所・幼稚園・児童館における読書活動	6
(1) これまでの取り組みの成果と課題	
(2) 今後の方策	
3. 学校における読書活動	8
(1) これまでの取り組みの成果と課題	
(2) 今後の方策	
4. 市立図書館（室）における読書活動	10
(1) これまでの取り組みの成果と課題	
(2) 今後の方策	
5. 読書活動推進のための連携・協力	13
(1) これまでの取り組みの成果と課題	
(2) 今後の方策	

## 1 はじめに

近年、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。インターネット、スマートフォン等のさまざまなメディアの発達・普及により、多様かつ大量な情報が簡単に手に入り、発信することもできます。情報メディアが普及し利便性が向上したことにより、子どもたちの読書離れが懸念されています。

子どもの読書活動の推進に関する法律の第二条には「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とされています。

子どもたちの豊かな心の育成と健やかな成長を願い、子どもたちが意欲的に読書に親しみ、読書活動を習慣付けることができる環境づくりを目指していきます。

### ○国の動き

子どもの成長過程における読書活動の重要性から平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律を受け平成14年8月には全ての子どもが自主的に読書活動ができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を定めました。平成20年3月には、社会情勢や子どもを取り巻く状況の変化等を踏まえ、第二次基本計画が策定されました。

また、平成19年6月には「学校教育法」が改正され、読書に親しませることが義務教育の目標の一つとして掲げられています。さらに、学校図書館の活用を一層促進するため平成27年4月には学校図書館法が改正され、学校司書※①が法的に位置づけられました。

### ○県の動き

三重県においては平成16年3月に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校等と協力し子どもの読書活動を推進してきました。これまでの成果・課題を明らかにし、今後の取り組みの方向性を示すため、平成21年11月に「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定しました。さらに、本県における子どもの読書活動を推進していくため、平成27年4月に「第三次 三重県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

### ○志摩市の動き

志摩市においても、次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い平成23年3月に志摩市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書環境の整備および自主的な読書活動の推進に努めてきました。

また、平成23年3月に本市教育委員会が策定した「志摩市教育振興ビジョン」（後期基本計画）には図書館（室）の整備・充実が掲げられており、読書活動が子どもたちの生活に浸透し、定着することを目標としています。

5か年が経過した今年度、現在の社会情勢、市内での学校統合、幼稚園・保育所の再編等の環境の変化を踏まえながら、子どもの生涯にわたる読書活動の充実を目指して第二次志摩市子ども読書活動推進計画を策定し、さらなる読書活動を推進していきます。

## 第1章 第二次子ども読書活動推進計画策定にあたって

### 1. 計画の目的

この第二次計画は、生涯を通じて本に親しむことができるよう、子どもの読書環境の整備および自主的な読書活動を推進し、心豊かでたくましく生きる子ども、現代において不足しがちなコミュニケーション能力に加え、自ら学び、考え、行動することのできる子どもの育成を目指します。また、子どもが将来、世の中に出たときに必要とされる社会人基礎力（前に踏み出す力・考え抜く力・チームで働く力）を身につけるための一環とします。

### 2. 計画の期間

平成28年度からおおむね5年間とします。

本市では、平成23年度に「志摩市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成27年度まで5か年計画で実施しました。今回は、第一次計画での成果を検証し、課題を抽出することにより、第二次志摩市子ども読書活動推進計画に反映させていきます。

### 3. 基本的方策

計画の目標を達成するために、第一次計画の基本的方策をもとに、次の3点を基本的な柱として本計画を推進していきます。

#### （1）読書環境の充実

生涯にわたり自主的な読書習慣を確立するためには、本に親しむ環境づくりを乳幼児期から継続していくことが大切です。

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるよう、読書を楽しむ環境づくりを進めていきます。

#### （2）読書活動についての理解と促進

読書の楽しさ、意義等についてさまざまな機会をとらえ啓発し、自主的な読書活動を支援していきます。

#### （3）関係機関との連携強化

読書活動を幅広く効果的に推進していくため、家庭・地域・子育て支援センター・保育所・幼稚園・児童館・学校・市立図書館との連携を強化していきます。

子どもの読書活動に関わる職員やボランティアが協力体制を整えることによ

り、子ども読書活動の充実へつなげます。

## 第2章 子どもの読書活動の現状と課題および推進のための取り組み

### 1. 家庭・地域における読書活動

#### (1) これまでの取り組みの成果と課題

7か月児健康相談開催時に、「ブックスター

ト事業」として絵本を通した親子のふれあい  
や読書へのきっかけづくりの話をしながら、  
絵本をプレゼントし家庭での読書活動の推進  
につなげてきました。

1歳6か月児健康診査時にブックスタート  
事業についてアンケート調査を実施したと  
ころ、ブックスタートでもらった本を子ども  
に読んだ保護者は99%、現在も家庭で読み聞  
かせをしている保護者は95%という状況で  
した。アンケート調査結果からも、日頃から絵  
本を読んでいる保護者が多く、各家庭での  
読書活動は乳幼児期から行われていること  
がうかがえました。

一方、家庭で子どもに絵本を読んだことが  
ない保護者も5%いることから、ブック  
スタート時に子どもの成長と読書の関わり  
について保護者に丁寧に説明を行い、読  
書の必要性について啓発を行います。

また、地域での活動として、鶴方公民館  
で行われている子育てサークルへの出張  
おはなし会を図書館ボランティアが行い  
ましたが、今後は市内全域の子育てサー  
クル等に対し周知する必要があります。

ブックスタート



#### (2) 今後の方策

家庭は子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけるために大切な役割を担っています。子どもは絵本の世界を保護者の語りかけにより楽しみ、

読書のよさを知ります。読み聞かせの時間は大事なコミュニケーションの時間です。絵本を介してたくさんの言葉を交わし、心を通わせることで子どもの心をより豊かにします。

家庭で絵本を楽しみ、読書の習慣が身につくように働きかけを行います。

#### ○乳幼児期からの読書

赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくりと心ふれあうひとときを持つきっかけとして、健康推進課と連携しブックスタート事業を継続して行うことにより乳幼児期からの読書活動を支援します。

#### ○ファミリー読書（家庭での読書活動）※②の推進

身近に本があり、いつでも本が読める環境づくりを推進していきます。家庭における読書習慣が身につくよう、保護者や子どもに対し広報し、図書館日より、市立図書館ホームページ等を通じ啓発活動を行っていきます。

また、毎年多数の新刊が出版される絵本から何を読めばいいのか迷う保護者もいることから、赤ちゃん絵本ブックリストを定期的に作成し、ブックスタート時に配布するだけでなく、乳幼児に関連する施設に置いてもらう等の取り組みを進めます。

#### ○地域での活動

子育てサークル等へ出張おはなし会の時に絵本を紹介するとともに、読む楽しみを伝えていきます。子育て中の保護者が立ち寄りやすい場所にサービスの拠点をおくことも考慮していく必要があります。

## 2. 子育て支援センター・保育所・幼稚園・児童館における読書活動

### 出張おはなし会

#### (1) これまでの取り組みの成果と課題

全ての施設において、日常保育の中で絵本や物語の読み聞かせが行われており、子どもと絵本をつなぐ活動がされています。読み聞かせを続けることにより、「本に興味を示すようになった」「表情や感情



が豊かになった」「落ち着きができた」等の効果がでています。

また、保育者以外の図書館職員やボランティアによる出張おはなし会を行い、読書の楽しさに触れる機会を増やしてきました。

## (2) 今後の方策

乳幼児期に読み聞かせをしてもらった子どもは、本好きになると言われています。読んでもらって楽しかったワクワク感がそのまま、心に残っているからだと言われています。さらに自分の力で読めるようになることで、そのことが嬉しくなり、本の中のいろいろな世界に出会うことができるそうです。

子どもの心の発達に考慮し、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができる環境づくりに取り組んでいきます。

### ○乳幼児期の読書

子どもは絵本を見て、物語を聞くことで言葉を覚え、いろいろな気持ちを感じたり、空想をしたりします。1冊の絵本との出会いが子どもの感受性や想像力を高め、絵本に興味を持つきっかけになります。これまでと同様に、日々の保育の中で継続的に絵本や物語等の読み聞かせの時間を確保し、読書習慣の基礎をつくっていくことで、乳幼児期の読書推進につなげていきます。

また、子どもが絵本を身近なものと感じられ、読みたい絵本を自由に見ることができるスペースの確保に努めます。

### ○市立図書館との連携

図書館職員およびボランティアによる出張おはなし会や手作り絵本教室等を行い、読書に親しむ機会を増やしていきます。

### ○ファミリー読書（家庭での読書活動）の普及

乳幼児期の子どもへの読書に対する支援は重要であり、その保護者への支援もかせません。出張おはなし会の際にいろいろな絵本を紹介したり、保護者向けの本を紹介することで、家族で本を読む時間の大切さについて伝えていきます。

また、市立図書館ホームページを利用し、おすすめ本の紹介等を行っていきます。



### 3. 学校における読書活動

#### (1) これまでの取り組みの成果と課題

学校は、児童生徒の主体的、意欲的な読書活動を促進し、児童生徒の読書習慣を形成する機会の拡充に向けて取り組みを進めてきましたが、市内の小学3年生・5年生、中学校2年生にアンケート調査をしたところ、「読書が好き」「どちらかというが好き」と回答した児童生徒は84%という状況でした。前回のアンケート調査でも「読書が好き」「どちらかというが好き」と回答した児童生徒数は84%で同率であり、それぞれの学年で比較してもほぼ同率でした。

朝読書※③での効果について小学校・中学校の教職員に調査したところ、小学校、中学校とも、「読書が好きになった」「授業にスムーズに入れるようになった」「集中力が高まった」等の回答があり、生活面・学習面への成果がみられますが、今後も引き続き朝読書の時間を確保し、本に親しむ習慣をつけるために、一層の取り組みが必要になります。

三重県学校図書館協議会鳥羽志摩支部の取り組みとして、学校の図書委員を対象に「児童・生徒図書委員実務講習会」を開催しています。毎年多くの図書委員の参加があり、講習会で学んだことを各学校に持ち帰り、魅力的な学校図書館作りに役立てています。

また、現在12学級以上の学校には、司書教諭が配置されていますが、兼務のため図書館の運営や図書館を活用した授業サポート等を行うことができない状況です。読書活動推進のためには、児童生徒が気軽に相談することができ、読書指導、本の整備等を行う学校司書の配置が必要となります。

#### 志摩中学校での取り組み

平成26年度から三重県教育委員会から「学力向上のための読書活動推進事業」の指定を受け、年間100日ほどの図書館司書が配置され、図書館を活性化する取り組みを行い、クイズやブックトーク※④、ミニビブリオバトル※⑤、図書館祭り等を開催しました。図書館活動を活性化することで、学校図書館への関心や期待

#### ミニビブリオバトル



が高まり、図書委員を希望する生徒も多く、ミニビブリオバトル校内決戦当日は、全校生徒の4分の1以上が学校図書館に足を運びました。学校図書館の積極的な取り組みを通じ、生徒の読書意欲を高めました。

## (2) 今後の方策

児童生徒が日常的に本と触れ合うことができるように、学校図書館の環境を整備するとともに、児童生徒の読書活動を学校全体で支援し、読書活動推進に向けた取り組みを行っていきます。

また、学校司書の配置に向けて積極的に検討を行うとともに、市立図書館、地域や保護者のボランティアとの連携を促進し、学校図書館の体制の整備に努めます。

### ○読書活動の推進

読書習慣の基礎を確立するため、授業開始前に行う「朝読」（朝の読書活動）や「ファミリー読書」（家庭での読書活動）、ボランティアによる読み聞かせ等を通じ、継続的な読書時間を確保します。学校教育の中に読書時間を定着させ、児童生徒の読書活動を支援します。

### ○学校図書館と市立図書館の連携

市立図書館と連携し、児童生徒の多様な興味・関心に応えられるよう、移動図書館を今後も活用していきます。学習に必要な資料をそろえるため市立図書館との連携を強化します。

また、市立図書館から講師を派遣してもらい、本の修理や整備、POPの作成、イベント等への助言をしてもらうことで学校図書館を活性化していきます。

### ○人的体制の整備

本と児童生徒をつなぐためには、学校図書館に行けば気軽に本の相談ができる職員が配置されていることが必要です。現在12学級以上の学校に配置されている司書教諭の特性を十分に活かした図書館運営を推進するとともに、市教育委員会においては計画期間中に学校司書3名の配置の実現に向けて取り組んでいきます。

また、地域や保護者のボランティアの支援や協力を依頼し、読み聞かせや図書館資料の整備を行い、学校図書館の環境整備を図ります。

#### 4. 市立図書館（室）における読書活動

##### (1) これまでの取り組みの成果と課題

子どもたちの要望にできる限り応えつつ、必要性の高い図書を計画的に購入してきました。平成23年度には地域活性化交付金（住民に光をそそぐ交付金）を活用し、児童書の充実を図りました。職員の創意工夫によるいろいろな企画展示を行い、図書館に行くことが楽しくなるような児童コーナーをつくりました。

館内活動では、おはなし会や手作り工作教室を定期的に行い、子ども読書の日、読書週間などを活用したスタンプラリー等の各種イベントを開催することで、子どもと保護者に対して読書への啓発を行いました。

館外活動では、各施設と連携し出張おはなし会等を行い読書活動の充実を図りました。

図書館から遠い地域の子どもたちは図書館を利用する機会が少ないため、市立図書館の蔵書を各施設に貸し出し、相互補完を行うことでいろいろな本にふれあえる機会をつくりました。

また、職員の資質の向上を目指し、県立図書館等が実施する研修会に参加し、スキルアップを図り、親しみのある図書館になるように努めました。職員やボランティアを対象とした「子どものための読み聞かせ講座」を平成23年度から平成25年度まで連続講座を開催しましたが、引き続き開催し指導力向上を目指す必要があります。

夏休みスペシャルおはなし会



波切小学校への移動図書館

(1年生学級文庫)



本の選書、POP作成は図書館

## (2) 今後の方策

子どもの読書活動を支援する拠点施設として、成長段階にあわせた読書支援を行っていきます。これまで積み重ねた特色や成果を維持し、さらなるサービスの質の向上を目指し、図書館を身近な存在として利用する習慣を身に付けられるように取り組んでいきます。

### ○児童書の充実

新刊本や図鑑、昔から読み継がれた本、調べ学習に役立つ本などバランスのとれた蔵書構成を保ちながら、子どもたちの要望にもできる限り応え、魅力ある児童コーナーをつくっていきます。

### ○魅力ある図書館づくり

おはなし会や手作り工作教室等の事業を定期的  
に開催します。子どもが本を身近に感じられる空間、親子が安心して利用できる空間づくりを心掛けます。

また、各年代の子どもたちの興味にアピールできるテーマ展示等も工夫して行っています。

### ○職員の資質向上

県立図書館等が開催する研修会に積極的に参加し、子どもの本に関する知識を取得し、ひとりひとりに適切な本を紹介できるように職員の資質向上に努めます。

### ○情報の発信

広報しま、市立図書館ホームページ、図書館だより等による情報提供を行っていきます。

### ○各施設との連携強化

子育て支援センター、保育所、幼稚園、児童館、学校等での活動をより効果的に実施するための支援を行い、協力体制を確立していきます。市立図書館の蔵書を貸し出す移動図書館※⑥を推進し、相互補完を行います。また、各施設のニーズに応じたサービスを柔軟に行い、信頼関係を築くことにより、さらなるサービスの向上を目指します。

児童生徒が図書館について理解を深める機会として、図書館見学、職場体験

企画展示「水族館へいこう」



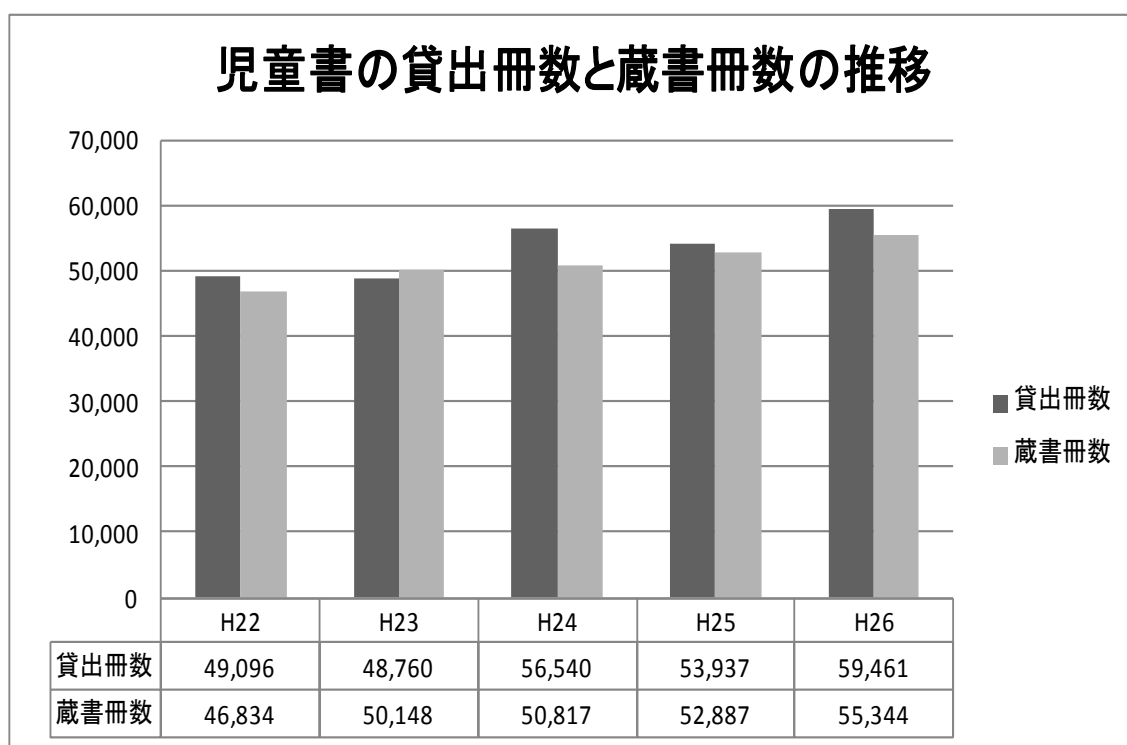
学習、インターンシップを積極的に受け入れます。

市立図書館ではクラス毎に50冊まで本が借りられる団体カードの利用を促進してきましたが、利用している施設が少ないことから今後も積極的な利用を呼びかけていきます。

また、施設からの求めに応じ、おはなし会やブックトーク、ビブリオバトル等を行い、読書活動を支援していきます。

#### ○ボランティア支援

ボランティアのニーズを把握し互いに学びあい、各施設と連携し、より充実した活動ができるように支援していきます。



## 5. 読書活動推進のための連携・協力

### (1) これまでの取り組みの成果と課題

子育て支援センター・保育所・幼稚園・児童館・学校と市立図書館が連携し、移動図書館を行うことにより資料の相互補完を行ってきました。今後も利用していない施設もあることから、積極的に周知し、子どもたちが多くの本と出会うことができるように定期的な利用につなげていく必要があります。

市立図書館と志摩図書室では、定期的におはなし会（赤ちゃん向けと幼児向け）を行い、子どもと保護者に対する読書活動を行ってきましたが、今後も定期的に取り組んでいきます。乳幼児期からの絵本の読み聞かせについて、保護者に興味を持ってもらうきっかけとなるよう、ブックスタート時に赤ちゃん向けおはなし会の案内を行い、図書館の利用につなげてきました。

来館が困難な人への対応として電子書籍の貸出サービスを平成25年9月に導入しました。休館日や開館時間を気にせず、自宅や外出先から読むことができ、自動で返却されるため好評を得ていますが、子ども向けの電子書籍が少ないことから、今後はより多くの人に利用していただけるように児童書や絵本を購入していく必要があります。

また、市立図書館ホームページの利用の促進を図りました。ホームページから蔵書の検索・予約ができ、市立図書館及び各図書室（磯部・志摩・大王・浜島）で図書の受け取りができるシステムを利用し、気軽に本を取り寄せることができる環境を確立しました。希望する図書館（室）で図書の受け取り・返却ができることで利用者の利便性につながり、貸出冊数の増加につながっています。

### (2) 今後の方策

各施設が連携し、子どもが本に親しみ、本を読んでもらうこと、自ら読むことが楽しいと思える環境づくりに向けた取り組みを行っていきます。

#### ○本に親しむ機会の充実

読書習慣を日常生活に定着させるため、いろいろな本を幅広く紹介することにより、新しい本の世界を知るきっかけづくりに取り組んでいきます。

出張おはなし会を利用し、絵本の読み聞かせにとどまらず、保護者と連携し家庭生活における読書の役割を伝え、子どもと一緒に読書を楽しむファミリー

読書の推進に取り組んでいきます。

○各施設の連携

地域社会の子どもたちの読書生活がより豊かになるように、子どもに関わるすべての施設において読書環境の充実に取り組んでいきます。

○支援体制の確立

特別な支援を必要とする子どもに対し、適切な資料（布絵本、点訳絵本、さわる絵本、LLブック※⑦等）を収集し情報の提供を行っていきます。

また、市立図書館ホームページから利用できる電子書籍についても、絵本や音声読み上げ機能がついた本、児童書を収集し、利用につなげていきます。地域に伝わる民話などをデジタル化し、来館が困難な子どもや保護者に対しても広くアクセスできるよう取り組みを進めます。

## 【資料編】

1. 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2. 子どもの読書活動についてのアンケート調査結果・・ 17
3. 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・ 22
4. 志摩市子ども読書活動推進計画策定検討委員名簿・・ 25



## 1. 用語解説

### ① 学校司書・・・P2

司書教諭以外で、学校図書館の仕事に携わっている人。高度な情報知識と児童サービスに関する専門的な知識・経験を有する職員。

### ② ファミリー読書（家庭での読書活動）・・・P6

子どもに本を読んだり、各々が好きな本を読んだり、家族で一冊の本を読み、語りあったりすることで、読書を通し家族のコミュニケーションを深める。家読（<sup>うちどく</sup>家庭読書の略）とも呼ばれている。

### ③ 朝読書（朝の読書運動）・・・P8

授業が始まる前の時間を利用して児童生徒と教師が本に親しむ運動。感想文や評価のない自由な読書運動。

### ④ ブックトーク・・・P8

集団を対象に行われる読書案内。テーマに沿ってさまざまな本を組み合わせ、何冊か紹介することにより、本の世界が広がり奥行きを示すことができる読書案内。

### ⑤ ビブリオバトル・・・P8

ゲーム感覚を取り入れた、書評合戦。参加者同士でお気に入りの本を紹介し、最も読みたいと思う本を投票で決める。コミュニケーションをはかるゲーム。日本語では知的書評合戦と呼ばれている。

### ⑥ 移動図書館・・・P11

本来は、図書館を利用しにくい地域の人のために自動車などの輸送手段を用い、貸出用の本を積み、職員が同乗し、定期的に巡回する図書館サービス。

ここでは、図書館が移動するイメージとしてとらえ、学校図書館や保育園の図書コーナーに学期ごとに300冊程貸し出しをしている。本の選定、搬入・搬出は図書館職員が行っている。

### ⑦ LLブック・・・P14

文字を読むことが苦手な人に対して、写真や絵、短い文字で構成された本。

## 2. 子どもの読書活動についてのアンケート調査結果

### 1. 調査目的

本調査は、子どもの読書活動の現状を把握するとともに、今後の志摩市における子ども読書活動について問題点や改善点を明確にすることを目的として「読書」や「読み聞かせ」についてアンケートを実施しました。

### 2. 調査対象者

市内全小学校	小学3年生	337人
	小学5年生	387人
市内全中学校	中学2年生	428人

### 3. 調査方法

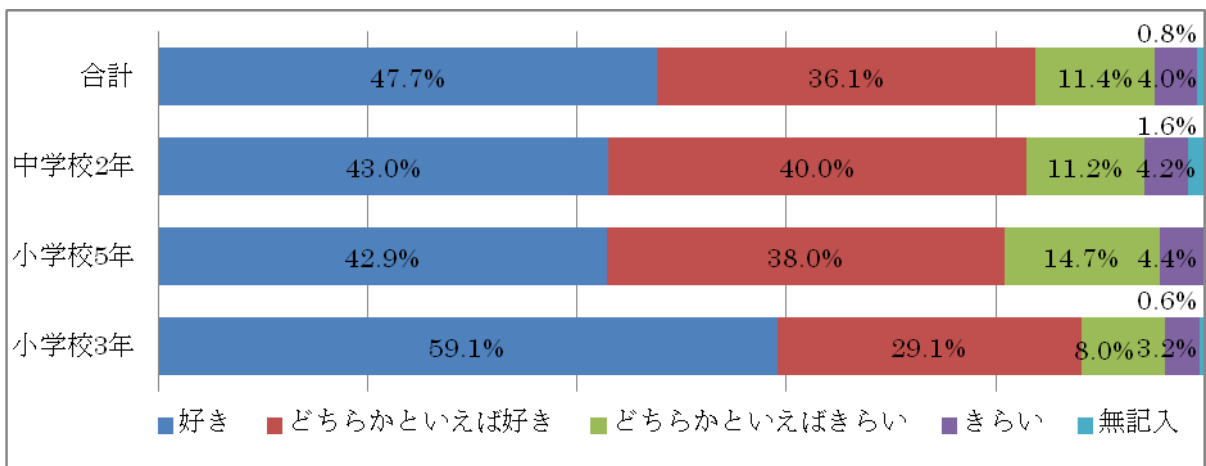
学校を通じて配布、回収を行いました。

### 4. 調査実施期間

平成27年5月29日から平成27年7月3日まで

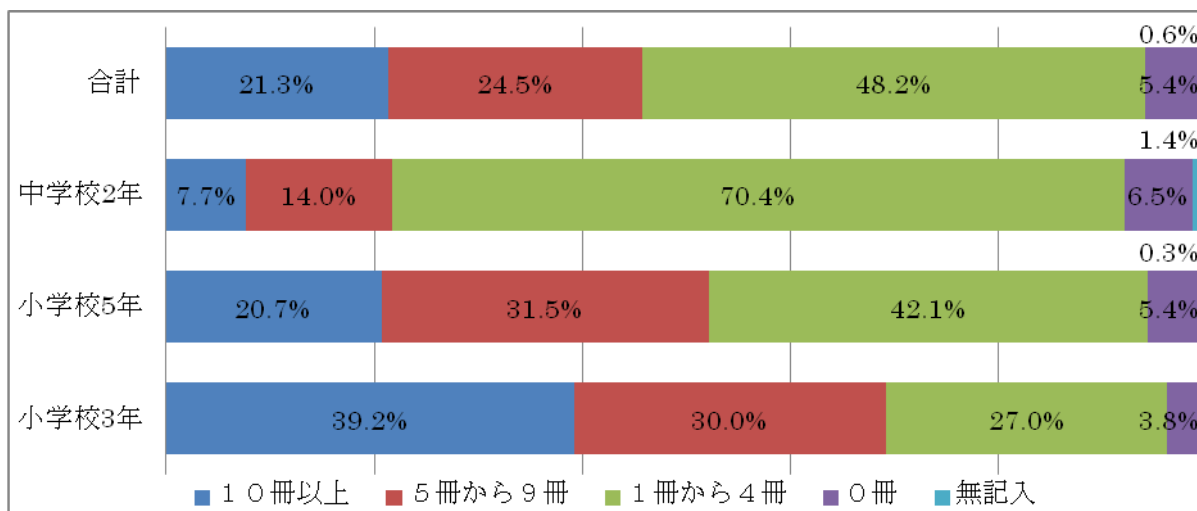
### 5. 調査結果

#### ①あなたは本を読むことが好きですか？



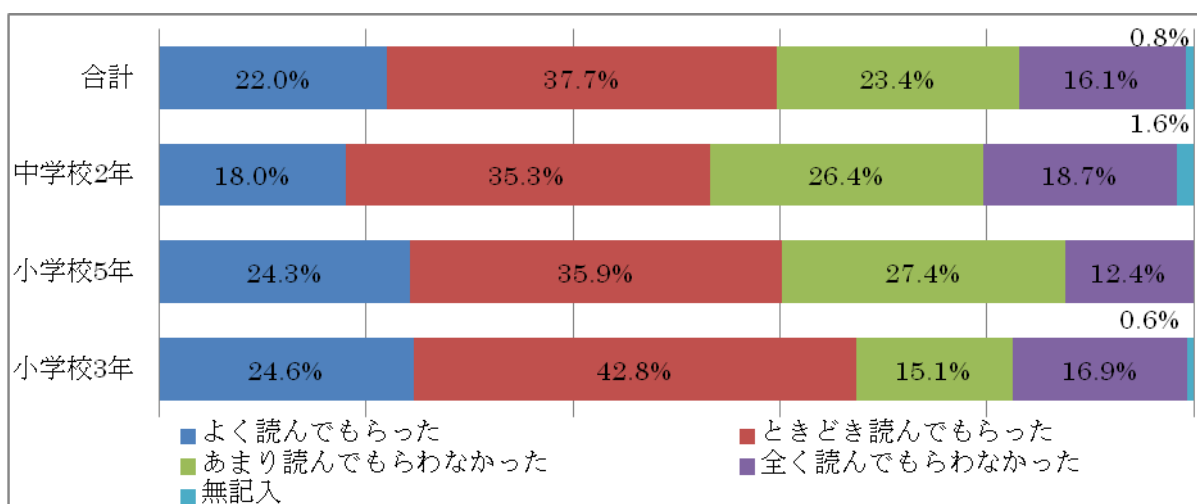
- ◆ 子ども全体では、本が「好き」が47.7%、「どちらかといえば好き」が36.1%で合わせて83.8%の子どもが本が好きと回答しています。一方「どちらかといえば嫌い」が11.4%、「嫌い」が4%と本が嫌いと回答した子どもは15.4%を占めています。小学校高学年になると「好き」の割合が減少しています。

②あなたは、1か月にどのくらい本を読みますか？



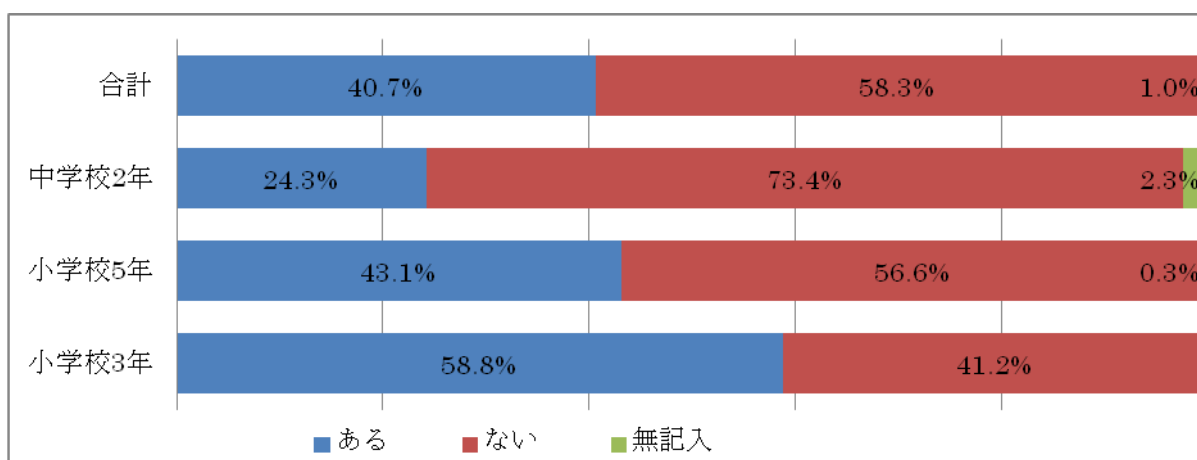
- ◆ 子ども全体では、1か月に「1冊から4冊」の本を読む子どもが48.2%と最も多くなっています。次に「5冊から9冊」が24.5%、「10冊以上」が21.3%となっており、月に1冊以上本を読んでいる子どもは94%となっています。一方、1か月に1冊も本を読まない子どもは5.4%となっています。また、学年が上がるにつれて本を読む冊数が減少しています。

③あなたは、家族から本を読んでもらったことがありますか？



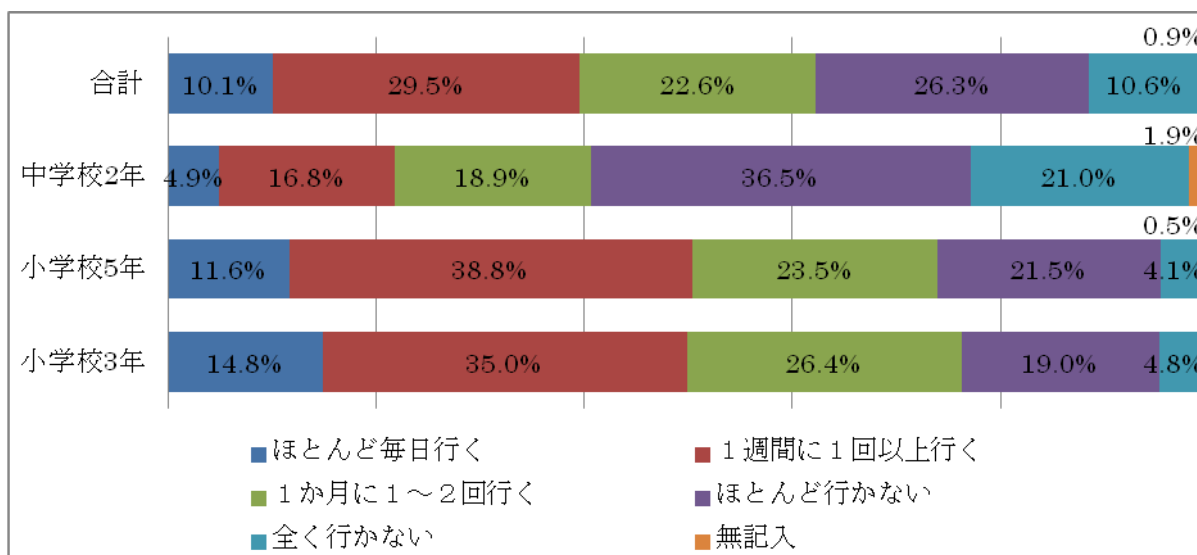
- ◆ 家族から本を読んでもらった経験が、子ども全体では「よく読んでもらった」が22%、「ときどき読んでもらった」が37.7%で、家族から本を読んでもらった経験のある子どもは59.7%に上り、「あまり読んでもらわなかった」が23.4%、「全く読んでもらわなかった」は16.1%となっています。また、学年が上がるにつれて家族から本を読んでもらった経験のある子どもが減少しています。

④あなたは、図書館や図書室でおこなっている「読み聞かせ会」に参加したことがありますか？



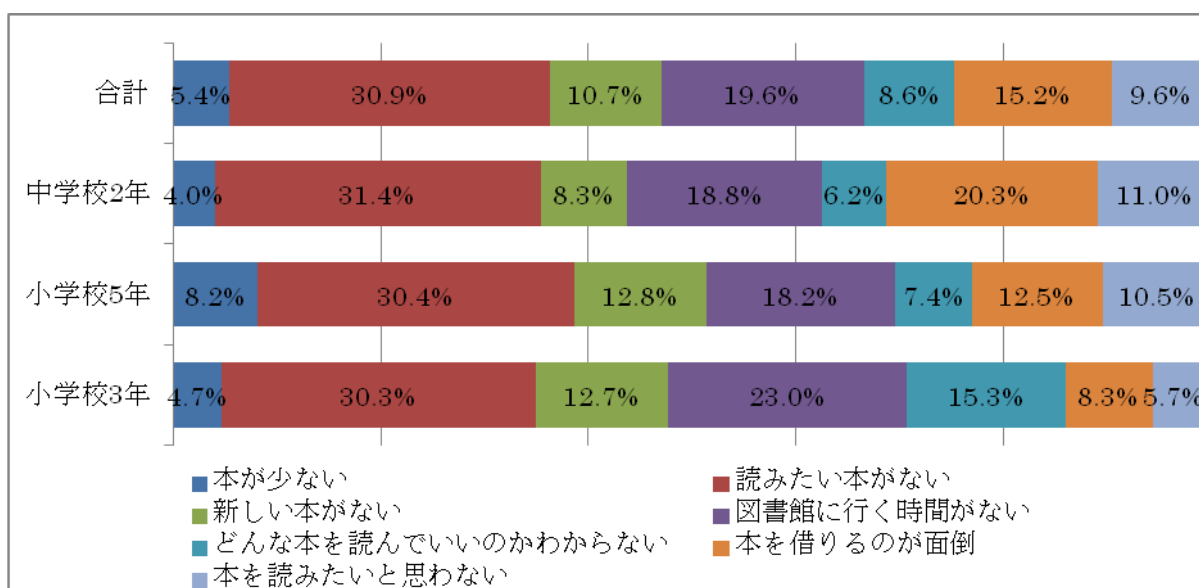
- ◆ 子ども全体で読み聞かせ会に参加したことが「ある」が40.7%、「ない」が58.3%となっており、小学校3年生では、「ある」が58.8%、「ない」が41.2%で読み聞かせ会に参加した子どもの方が多くなっています。一方、中学2年生では、「ある」が24.3%、「ない」が73.4%になっており、読み聞かせ会への参加も学年が上がるにつれて減少しています。

⑤あなたは、学校の図書館に行きますか？



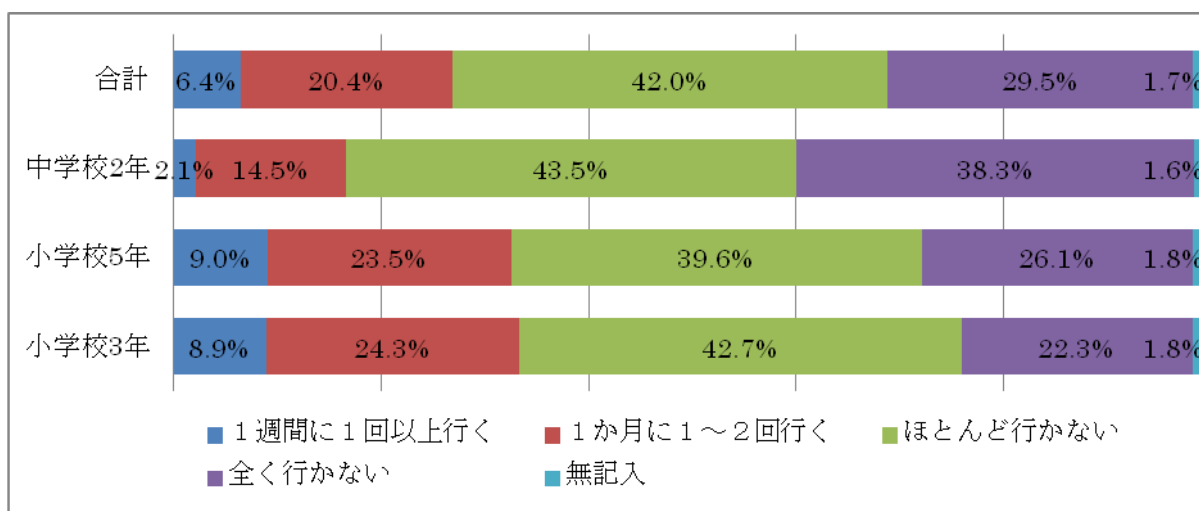
- ◆ 学校の図書館の利用状況は、学年が上がるにつれ利用しない子どもが多くなっています。小学校3年生では、「ほとんど毎日行く」「1週間に1回以上行く」子どもが49.8%あるのに対し、中学校2年生では、「ほとんど毎日行く」「1週間に1回以上行く」子どもは21.7%にとどまっています。また中学校2年生では学校の図書館に全く行かない子どもが21%と高い値になっています。

⑥学校の図書館に行かない理由や学校の図書館で困っていることがあれば教えて下さい。(複数回答可)



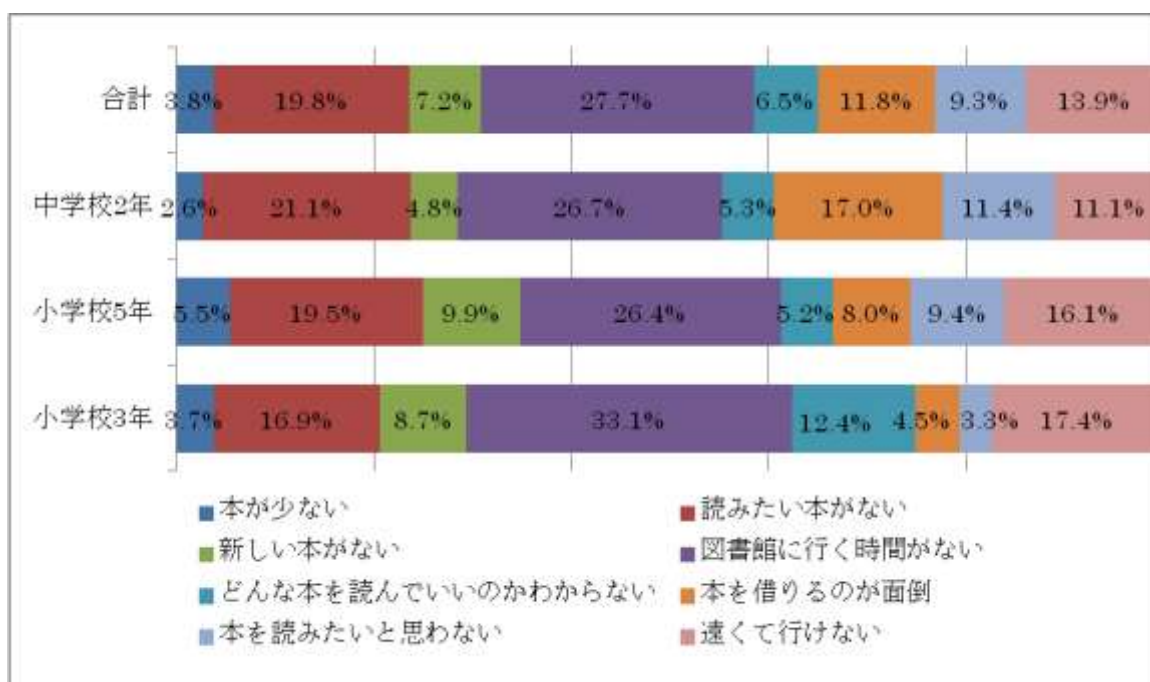
- ◆ すべての学年を通して、「読みたい本がない」が約30%で1番多く、次に「図書館に行く時間がない」が約20%となっています。中学校2年生では「本を借りるのが面倒」と20.3%の子どもが回答しました。

⑦あなたの住んでいる近くの図書館や図書室に行きますか？



- ◆ 市立の図書館や図書室の利用状況は、子ども全体を通して「ほとんど行かない」が42%、「全く行かない」が29.5%で71.5%の子どもが利用していない状況で、学年が上がるにつれて全く利用しない子どもが増加しています。

⑧図書館や図書室に行かない理由や図書室で困っていることがあれば教えてください。(複数回答可)



◆ すべての学年を通して、「図書館に行く時間がない」が約30%で1番多く、次に「読みたい本がない」「遠くて行けない」と回答した子どもが多くなっています。

### 3. 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。



- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

4. 志摩市子ども読書活動推進計画策定検討委員名簿

職 名	所属団体等	氏 名
有識者代表	読書推進団体	境 田 光 子
有識者代表	読書推進団体	牧 野 範 子
保育所代表	安乗保育所	西 岡 ゆかり
幼稚園代表	浜島幼稚園	名 古 孝 子
児童館代表	神明児童館	中 野 久 子
小学校長会代表	立神小学校	八重葺 敏 一
中学校長会代表	志摩中学校	長谷川 達 之
保育所所管課	子育て支援課	柴 原 伸 行
図書館	市立図書館	澤 田 千 春